早朝・夜間の活動時間創出支援事業補助金交付要領

令和5年7月10日

(経済観光部長決裁)

（趣旨）

第1条　この要領は、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第4条第1項第13号に掲げる事業に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号）及び交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第2条　この補助金は、早朝・夜間における観光コンテンツを創出する取組を支援することにより、観光客等の活動時間の創出及び市内観光消費額の増加に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第3条　補助対象者は、観光関連事業に取り組む民間事業者等であり、かつ、市内に本社、支社又は営業所が所在していることとする。なお、別紙１「誓約書」の2　補助対象事業者の要件に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（補助内容）

第4条　補助金の交付対象となる補助事業は、那覇市内において観光客等の早朝や夜間の消費活動や市内宿泊に繋げ、市内観光消費額の増加に寄与する観光体験コンテンツ等を造成する事業とする。

2 補助金の交付対象となる補助事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

1. 夜間（午後6時～午後10時）、または早朝（午前４時～午前10時）を含む活動時間とすること。
2. 原則として那覇市内で行われるものであること。ただし、周辺市町村を含めて実施する場合には、参加者が那覇市内で宿泊・飲食など消費することに寄与することが見込まれる事業であること。
3. 原則として新たに開発する観光コンテンツ等の取組であること。ただし、既存のコンテンツの内容を拡充する場合は、早朝・夜間の更なる消費活動に繋がる新規性が見込まれること。
4. 事業実施年度以降も参加費等にて事業の継続実施を予定するものであること。
5. 感染症拡大防止対策や騒音対策等の地域住民生活への配慮を講じるものであること。

3　補助対象経費の区分及び補助率等は別表１のとおりとする。

4　補助対象期間は、交付決定日から同一会計年度の2月28日までとする。

（交付の申請）

第5条　交付要綱第5条第1項により申請しようとする者は、那覇市観光振興事業費補助金交付申請書（第1号様式）にて申請すること。

2　交付要綱第5条第1項第7号のその他市長が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

（1）誓約書（別紙１）

（2）市税の滞納がないことを証明する書類

（3）第4条第2項各号の要件に適合した、事業内容を示した書類（任意様式）

（補助事業者の責務）

第6条　補助事業者は活動の実施にあたり、効率的かつ効果的な予算の執行に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第7条　補助事業者は、第4条第3項の別表1で定める備品購入費で取得した財産については、補助対象事業等の完了後においても、市長の承認を得ないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

２　補助事業者は、取得財産等の処分の承認を受けようとする場合は、１ヶ月以上前に市長へ処分承認申請書（任意様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。

３　市長は、補助事業者が前項の承認を得ずに取得財産等を処分した場合、那覇市補助金等交付規則（昭和５２年規則第３４号）第１６条に定めるとおり、前条の補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

４　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、取得財産等の処分が適正であると認めたときは、補助事業者に通知する。

５　補助事業者は、前項の承認に基づく取得財産等の処分により、収入がある場合は、財産処分収入金報告書（任意様式）及びそれを証する書類を揃えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

６　補助事業者は、前項に基づき、市長から交付を受けた補助金の額の範囲において、市長が指定する額を市長に支払わなければならない。

（報告等）

第 8 条　補助事業の完了した年度の翌年度から3年間、毎会計年度後2か月以内に、速やかに補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、事業実施状況報告書（別紙２）を提出すること。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第 9 条　この要領は、那覇市の補助金に関するガイドライン（平成26年7月策定）に則り、公益性、公平性及び有効性等を検証し、適宜見直しを行うものとする。

付　則（令和 4 年 3 月 29 日 経済観光部長決裁）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付　則（令和 4 年 4 月 12 日 経済観光部長決裁）

この要領は、令和 4 年 4 月 12 日から施行する。

付　則（令和 4 年 5 月 26 日 経済観光部長決裁）

この要領は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

付　則（令和 4 年 9 月 22 日 経済観光部長決裁）

この要領は、令和 4 年 9 月 22 日から施行する。

付　則（令和 5年 7 月 10 日 経済観光部長決裁）

この要領は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

別表１　補助対象経費・補助率・補助金限度額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付の対象となる経費区分 | | | |
|  | 大項目 | 小項目 | 説明・留意点 |
|  | 賃金 | 賃金 | イベント等の短期・臨時アルバイト賃金等  ※実施主体等経常的人件費は対象外。 |
| 報償費 | 報償費 | 講師・出演者等に対する謝礼金等  ※別表２　講師謝礼支払基準によること。 |
| 旅費 | 旅費 | 講師・モニターツアー参加者等の必要最小限の旅費（宿泊料・交通費等）  ※内規等に基づき、出張命令書・出張報告書等の帳票類を整理すること。 |
| 需用費 | 消耗品費 | 単価10,000円未満の事務用品及び観光コンテンツを創出する取組に使用する消耗品等の購入に係る経費 |
| 印刷製本費 | ポスター・チラシ・パンフレット類等の印刷に係る経費。 |
| 役務費 | 通信運搬費 | 事業実施に必要な郵便料、運送代、電話通信等に係る経費 |
| 広告宣伝費 | 各種広報媒体（インターネット、雑誌、パンフレット、メディア、SNS等）の掲載に係る経費。ホームページの運営及び改修等に係る経費。 |
| 保険料 | 参加者等への傷害・賠償保険等に係る経費。 |
| 手数料 | 各種手続きに係る経費 |
| 委託料 | 委託料 | 事業の実施に必要な設計、工事、検査等の業務の一部を、第三者に外注（請負）又は委託（委任）するために要する経費  ※実施主体及び実施団体を構成する法人等の委託を除く。 |
| 使用料及び賃借料 | 使用料及び賃借料 | 会場、機材等の使用及び貸借に係る経費。 |
| 備品購入費 | 備品購入費 | 消耗品を除いた、事業の実施に必要な10,000円以上500,000円未満の備品購入に要する経費。  ※補助対象経費の50%を超えないこと。 |
| その他経費 | その他経費 | 上記以外、補助事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認める経費 |
| 【備考】  １　留意点  ① 本補助事業の対象として明確に区分できるもので、その必要性や金額妥当性が証拠書類によって確認できる経費であること。  ② 補助対象期間内に契約・発注し、支払いが完了する経費であって、かつ証拠書類によってその使途や金額が確認できること。  ２　補助対象外経費  ・土地及び建物の取得等に係る費用  ・施設整備などの設備投資、施設設備等の維持管理に係る費用  ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費  ・交際費（贈呈経費、懇親会費等）、食糧費（食事、茶菓子、飲料等）に該当する経費  ・消費税及び地方消費税等の公租公課  ・事業主体や連携する事業者の管理する会場施設の会場使用料  ・既に国や県等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている経費  ・補助事業の実施期間外に要した経費（補助金交付決定前、または事業終了日以降に要した費用）  ・事務運営管理に関する経費（実施主体等の経常的人件費等）  ・その他市長が適当でないと判断した経費 | | | |
| 補助率 | | | |
| 補助対象経費の１０分の８以内（千円未満端数切捨て） | | | |
| 補助金限度額 | | | |
| 補助対象事業１件あたり  上限額：４，０００千円 | | | |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | |
| 県外 | 職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士 |
| 大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む）、企業・団体の役員 |
| その他の大学の職員 |
| 国の補佐・専門官、その他 |
| 県内 | 職業的講師 |
| 大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士 |
| 大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む）、企業・団体の役員 |
| その他の大学の職員 |
| その他 |
| 【備考】  ・上記により難い場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 金額（時給） |
| 県外 | 職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士 | 10,000円 |
| 大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む）、企業・団体の役員 | 8,000円 |
| その他の大学の職員 | 7,000円 |
| 国の補佐・専門官、その他 | 5,000円 |
| 県内 | 職業的講師 | 10,000円 |
| 大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士 | 5,000円 |
| 大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む）、企業・団体の役員 | 4,000円 |
| その他の大学の職員 | 3,500円 |
| その他 | 3,000円 |

（別紙１）

　　　　　年　　　月　　　日

那覇市長 　宛

団体名

所在地

代表者　　　 　　　印

誓　　約　　書

令和　年　月　日付、｢那覇市早朝・夜間の活動時間創出支援事業補助金｣の申請にあたり、実施主体及び実施団体を構成する事業者も含めて、下記の要件を全て満たしていることを誓約します。

記

1　件名

那覇市早朝・夜間の活動時間創出支援事業補助金

2　補助対象事業者の要件

1. 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
2. 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月

22日法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。

1. 市税（法人市民税・固定資産税）の滞納がないこと。
2. 那覇市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第1号）第2条第1号に規定す

る暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

1. 事業内容や財務能力から、本事業の履行に支障がなく、事業を遂行するにふさわ

しい技量を備えていること。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 に定める風俗営業者でないもの。
2. 同一の事業内容で、国・県・他市町村・公益法人等の補助金と重複して補助金の交付を受けていないこと。
3. 事業実施にあたり、関係法令を遵守していること。
4. 公序良俗に反しないこと。

（別紙２）

　　　　　年　　　月　　　日

那覇市長 　宛

団体名

所在地

代表者　 　　 　 　印

実施状況等報告書

　　　年　　月　　日付、那覇市指令経商第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市早朝・夜間の活動時間創出支援事業補助金交付要領第7条第1項の規定に基づき、事業実施状況等について下記のとおり報告します。

記

1　補助事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 |  |
| 補助事業者名 |  |
| 補助金交付決定日 |  |
| 補助事業完了日 |  |

2　報告する期間

3 事業の実施状況等（成果指標の到達度、事業中断の場合はその理由等）